

公共下水道施設築造工事施工承認申請について

宅地開発及び住宅の新築・増改築に伴い、汚水・雨水の本管もしくは柵及び取付管を新設し既設の公共下水道に接続する場合、または既設公共柵等を撤去・移設等を行う必要が生じた場合には、

①「公共下水道施設築造工事施工承認申請書」 ②「排水設備工事計画確認申請書」
の提出が必要です。

①は別添の本町指定業者による提出が望ましいですが、本町指定業者でなくても結構です。

②は必ず本町の指定業者による提出が必要です。

公共下水道施設築造工事施工承認申請から下水道使用開始までの流れ

◎は下水道課へ提出する書類

◎ 公共下水道施設築造工事施工承認申請



公共下水道施設築造工事施工承認証 交付

(承認申請決裁後、施工業者へ連絡しますので、下水道課窓口まで申請書を受け取りに来て下さい。)



築造工事



◎ 公共下水道施設工事完了届

(公共下水道施設工事完了届を受理後、検査日をご連絡します。)



公共下水道施設工事 現場検査



公共下水道施設検査済証 交付

(検査済証決裁後、施工業者へ連絡しますので、下水道課窓口まで検査済証を受け取りに来て下さい。)



◎ 排水設備工事計画確認申請書



排水設備工事計画確認書 交付

(確認書決裁後、施工業者へ連絡しますので、下水道課窓口まで確認書を受け取りに来て下さい。)



排水設備工事



◎ 排水設備等工事完了届

(排水設備等工事完了届を受理後、検査日をご連絡します。)



排水設備工事 現場検査



排水設備検査済証 交付

(検査済証決裁後、施工業者へ連絡しますので、下水道課窓口まで検査済証を受け取りに来て下さい。)



使用開始

公共下水道施設築造工事施工承認申請する際の必要添付書類(2部提出)

- 1.公共下水道施設築造工事施工承認申請書（忠岡町指定様式）
- 2.住宅地図等の位置図（施工位置を朱書き）
- 3.事前相談書または事前協議書、若しくは建築確認書等で築造場所がわかる部分の写し
- 4.無償寄付施設の誓約書
- 5.無償寄付施設一覧表（計画数量、員数等を明記）
- 6.平面図、縦断面図、詳細図（汚水・雨水別に材質、寸法、施工員数等を明記）
- 7.使用材料のカタログ若しくは承認願い（使用する材料にはマーカー等で明示）
- 8.その他(本町担当者が必要とするもの)

※ 工事施工において公道掘削を行う場合、道路課(建設課)に掘削申請の提出が必要ですが、その提出申請書には下水道課の経由印が必要なため、「公共下水道施設築造工事施工承認申請書」と同時に提出してください。

公共下水道施設工事完了届を提出する際の必要添付書類(2部提出)

- 1.公共下水道施設工事完了届（忠岡町指定様式）
- 2.住宅地図等の位置図（施工位置を朱書き）
- 3.無償寄付施設一覧表（出来形数量、員数等を明記）
- 4.出来形平面図、縦断面図、詳細図（汚水・雨水別に材質、寸法、施工員数等を明記）
- 5.工事施工写真（着手前・完了・施工状況）
※ 施工状況写真については特に本管接続部、管周り砂埋戻し及び転圧状況等、検査時に目視が困難な部分は必ず提出して下さい。
- 6.その他(本町担当者が必要とするもの)

注) 工事完了届は、工事の完了の日から5日以内に提出して下さい。

申請書類については、町のホームページに掲載しております。